

# 職員の職務に専念する義務の免除に関する規則

平成 3 年 3 月 30 日

財世保規則第 2 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員の職務に専念する義務の免除に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、別表に掲げる事由に該当する場合においては、あらかじめ理事長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(職務専念義務免除の申請)

第 3 条 前条の規定に基づき、その承認を受けようとする者は、別記様式による職務専念義務免除申請書を、あらかじめ承認権者に提出し、承認を受けなければならない。

(委 任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(財団法人世田谷区保健センター職員の特別休暇取扱規則の廃止)

2 財団法人世田谷区保健センター職員の特別休暇取扱規則（昭和 52 年 10 月財世保規則第 8 号）は、廃止する。

(財団法人世田谷区保健センター職員出勤簿整理規則の一部改正)

3 財団法人世田谷区保健センター職員出勤簿整理規則（昭和 52 年 7 月財世保規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 12 号中「職員の特別休暇取扱規則別表第 1 号から第 8 号に掲げる原因に基づいて承認されたとき」を「職務に専念する義務の免除」に改める。

附 則（平成 2 4 年 8 月 8 日規程第 2 号）

この規則は、平成 2 4 年 8 月 8 日から施行し平成 2 4 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 5 月 7 日規則第 1 号）

この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行し令和元年 5 月 1 日から適用する。

別 表 (第2条)

事 由	承認を与える日又は時間
1 研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
2 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合	上に同じ
3 職員が国又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合	そのつど必要と認める時間
4 職員が財団又は財団の機関以外のものの主催する講演会等において、業務又は学術等に関し講演等を行う場合	上に同じ
5 職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合	上に同じ
6 職員がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合	上に同じ
7 職員が、正規の勤務時間が割り振られている時間中に、次の事項のために医療機関等に行く場合 (1) 骨髄バンク事業（公益財団法人骨髄移植推進財団が日本赤十字社の協力を得て実施するものをいう。）に係る骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供（登録及び提供のために必要な検査を受ける場合を含む。） (2) 献血（日本赤十字社が実施する血液事業をいう。）	上に同じ
8 その他特別の事由のある場合	理事長が承認した期間又は時間

様式(第3条)

承認 権者		人事担当	( )	( )	(係長)	(係員)	転記
		所属	( )	( )	(係長)	(係員)	
(根拠規定) 規則別表第 号							

### 職務専念義務免除申請書

理事長 へ

下記のとおり職務に専念する義務の免除について承認願いたく申請します。

令和 年 月 日

所属

職名

氏名

印

記

1. 日時

月 日 から 月 日 まで 日間

月 日 時 分から 時 分まで 時間 分

2. 理由